

「受給期間延長等申請書」の記入方法及び注意事項

1 「①申請者氏名、住所又は居所、性別」について

申請される方の氏名、住所又は居所を記入し、性別は該当する方を○で囲んでください。

なお、失業者の退職手当受給資格証の交付を受けている場合で、当該資格証記載の氏名又は住所が、現在の氏名又は住所若しくは居所と異なる場合は、その事実が確認できる書面（免許証や保険証の写し等）を添付してください。

2 「②退職年月日」について

今回の失業者の退職手当における受給算定期間の退職日を記入してください。

3 「③支給番号」

失業者の退職手当受給資格証記載の番号を記入してください。

※失業者の退職手当受給資格証の交付申請と同時に行う場合は記入不要です。

4 「④この申請を提出する理由」について

イとロのいずれかを○で囲み、その具体的な理由を〔 〕に記入してください。

※例：妊娠、出産、育児のため。疾病による長期入院のため。海外派遣事業に参加するため。親族の介護のため。

5 「⑤④の理由が疾病又は負傷の場合」について

疾病（負傷）の名称（部位及び状況）、治療を受けている医療機関（担当医）名を記入してください。

6 「⑥職業に就くことができない期間」について

30日以上求職活動を行うことができなくなった日から求職活動を再開できる日の前日までの期間を記入してください。ただし、退職時に既に妊娠していた方（事後に判明した場合も含む）、疾病又は負傷により入院していた方の場合、求職活動を行うことができなくなった日は退職日の翌日以降となりますので注意してください。

なお、求職活動を再開できる日が未定の場合は、延長できる最長期間（求職活動を行うことができなくなった日から起算して3年後の日の前日）とし、求職活動が再開できる日が明らかになったとき、又は求職活動を再開したときは、速やかに「求職活動再開の届出」を提出してください。

7 申請書の提出期限について

延長申請は、30日以上求職活動を行うことができなくなった日の翌日からできます。申請期限は、延長後の受給期間の最後の日までの間です。

ただし、申請のタイミングによっては受給期間の残りが短くなり、所定給付日数の一部を受給できなくなる可能性もあるので、できるだけ早めに申請してください。

8 添付書類について

受給期間延長申請書には、失業者の退職手当受給資格証（原本）のほか、延長期間を確認できる次のような書面を添付してください。

なお、失業者の退職手当受給資格証の交付申請と同時に行う場合は、失業者の退職手当受給資格証の添付は不要です。

(1) 疾病・負傷による申請の場合

医師の診断書、傷病手当金の通知書等延長申請をする理由及び期間を証明できる書類
(コピー可)

(2) 妊娠・出産・育児による申請の場合

母子健康手帳の申請者の氏名及び出産予定日の記載があるページのコピー
出産後に申請する場合は子の生年月日がわかる健康保険証等のコピー

(3) 青年海外協力隊その他公的機関が行う海外技術指導等に参加する場合

合格通知書、派遣前訓練参加証明書等延長申請をする理由及び期間を証明できる書類

(4) 親族の介護による申請の場合

身体障害者手帳(写)、療養計画書(写)、常時介護を必要とする旨の医師の診断書等

9 その他

記入にあたりご不明な点がございましたら、福利課までお問い合わせください。